

一般社団法人 日本糖尿病・妊娠学会 定款施行細則

(会員)

第1条 会員の入会を理事長が承認したときは、本法人からその旨を通知する。

第2条 名誉会員の推薦を理事会が行ったときは、理事長よりその旨を通知する。

第3条 賛助会員は、特典として申込口数に応じて会員と同等の学会参加の権利や、本会が発行する会誌「糖尿病と妊娠」の送付、ならびにニューズレターの配信を受取ることができる。

2 その名称または代表者を変更したときは、ただちにその旨を本法人に申し出なければならない。

第4条 会員は、別に定める投稿規定に従って、論文その他を会誌に投稿することができる。

第5条 正会員、ならびに賛助会員およびその構成員は、この法人の主催する学術集会に研究成果を発表することができる。本会における発表に関しては、別に定める利益相反に関する指針に基づいて実施する。

第6条 会員は、毎年1か年分の会費を納入しなければならない。この法人の会費は次のとおりとする。

正会員：年額10,000円 共同演者会員

賛助会員：年額1口50,000円とし、1口以上

(評議員および評議員の任期)

第7条 評議員の総数は、50名から100名以内とし、候補者の資格は5年以上本会の正会員で、選挙年（評議員選挙が行われる年）の9月末日に満70歳未満の者。

2 理事、監事は評議員を兼ねることができる。

3 名誉会員は評議員を兼ねることはできない。

4 評議員の任期は、就任年の10月1日から2年後の9月30日までとする。

5 補欠または増員として選任された評議員の任期は、前任者または現任者の任期満了する時までとする。

(評議員会)

第8条 評議員会は毎年1回理事長が招集する。ただし、評議員現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、評議員会の招集の請求のあったときは、その請求のあった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

2 評議員会の招集は、少なくとも15日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知する。

第9条 評議員会は評議員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ議事を開き議決することはできない。ただし、あらかじめ意志を表示した者および他の評議員を代理人として表決を委任した者は出席とみなす。

2 評議員会の議事は出席評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事の会務分担)

第10条 理事は庶務、会計、編集（学会誌・会報）、インターネット（ホームページ）、学術調査研究などに関する会務を分担する。

(委員会の設置)

第11条 この法人に編集委員会、インターネット委員会、利益相反に関する委員会などの常置委員会のほか、本法人の目的に必要な学術調査研究に関する委員会を設ける。

2 この法人は、目的を達成するため必要に応じ、理事会の議決を経てその他の委員会を設けることができる。

(会誌・ニューズレター)

第12条 会誌「糖尿病と妊娠」には、論文、会告および広告その他適当と認めた事項を掲載し、年3回定期的に発行する。会誌の運営に関しては、会誌「糖尿病と妊娠」編集委員会規定に基づいて実施する。

2 会誌のうち年次学術集会の前に発行する号には、年次学術集会のプログラム、抄録、講演要旨などを掲載する。

第13条 会誌「糖尿病と妊娠」は会員に配布する。

2 賛助会員は申込口数に応じて「糖尿病と妊娠」の配布を受けることができる。

(1-4口：1冊、5-7口：2冊、8-10口：3冊、11口以上：4冊)

3 会誌の発行・発送業務は別に定める契約に基づいてレタープレス株式会社によって行う。

第14条 会費の滞納者には、会費滞納の通知を行い、1年以上滞納した者には会誌の送付を停止する。

第15条 ウェブ版のニューズレターを年2回発行する。

2 ニューズレターの発行は別に定める契約に基づいてレタープレス株式会社によって行う。

3 ニューズレターの配信は株式会社創新社による事務局作業の範囲内で行う。

(年次学術集会)

第16条 この法人は年次学術集会を会長主宰のもと毎年1回開催する。

2 年次学術集会の期日、期間、開催地、会場は会長が理事会、評議員会の承認を得るものとする。

3 年次学術集会開催に要する経費は参加費、本法人からの補助金、共催企業ほかからの収入、企業展示の収入、他の団体からの補助金、寄付金などによって賄われる。

4 年次学術集会の会計報告は、この法人の会計報告とは別に作成し、理事会において承認を受ける。

(大森賞)

第17条 この法人は糖尿病と妊娠に関する分野で優れた研究業績をあげた本学会会員を対象に「大森賞」を授与する。

2 大森賞は論文の募集要項ならびに選考委員会の規定を別に定め、総会において授与式を行い、受賞者を表彰する。

(若手奨励賞)

第18条 この法人は糖尿病と妊娠に関して、今後の発展が見込まれる研究活動(論文)を行った満40歳未満の本学会会員に「若手奨励賞」を授与する。

2 「若手奨励賞」は論文の募集要項ならびに選考委員会の規定を別に定め、総会において授与式を行い、受賞者を表彰する。

(メディカルスタッフ賞)

第19条 この法人は糖尿病と妊娠に関して、本学会年次学術集会における本学会会員のメディカルスタッフを筆頭とした演題を対象に「メディカルスタッフ賞」を授与する。

2 「メディカルスタッフ賞」の募集要項ならびに選考委員会の規定を別に定め、受賞者は年次学術集会終了後に、本学会ホームページにおいて発表する。

(旅費・宿泊費)

第20条 理事会、評議員会、各委員会などの開催に伴う旅費・宿泊費については、年次学術集会と同時に開催されるときには支給しない。

2 それ以外の場合、東京で開かれるときは、首都圏からの出席者は一律2,000円、それ以外のときは普通運賃による料金の実費を支給する。他の地域で開かれるときは、この基準に準じて支給する。

3 宿泊を必要とするときは、一泊一律20,000円とする。

(事務局業務)

第21条 この法人は本部事務局の業務を株式会社創新社に委託し、所在地も株式会社創新社内とする。

2 業務委託に関する契約は別に定めるものとする。

(変更等)

第22条 この定款施行細則は理事会の決議により変更できる。理事長は変更を評議員会、社員総会にて報告する。

(付則) 本細則は平成27年11月20日より施行する

平成28年11月18日改訂(第6条、第12条、第15条変更)

平成30年6月21日改訂(第3条、第5条、第13条、第17条、第20条変更)

令和元年11月22日改訂(第7条変更)

令和元年12月27日改定(第18条新設)

令和2年11月14日改定(第7条変更)

令和3年11月27日改定(第13条、第15条、第17条、第18条変更)

令和5年11月16日改訂(第18条変更、第19条新設)

令和6年11月22日改訂(第6条変更)